

院長先生のための タックスレター

(第141号)

令和2年2月1日発行

税理士法人Mitsunari会計事務所

I O S 株 式 会 社

これで安心！医療費控除の判断 Q&A

確定申告時期が近づいてまいりました。医療費控除の判断は多岐に渡ります。今回は、判断に悩みそうな事例をQ&A形式でご紹介いたします。

Q1 マッサージ代、はり代は、すべて医療費控除の対象となるのでしょうか？

A マッサージ代、はり代がすべて対象となるわけではありません。仕事などの疲れを癒すため、健康増進のために受けるものは対象になりません。また、資格をもっていないセラピスト、カイロプラティック師などによる治療も対象にはなりません。治療目的で行われたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術であれば対象となります。

Q2 インフルエンザの予防接種費用は医療費控除の対象となりますか？

A 医療費控除は医療、治療の対価として支払ったものが対象です。したがって、予防を目的とした支払いは医療費控除を受けることができません。治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価(風邪薬など)は医療費控除の対象になりますが、健康維持・増進のために購入したビタミン剤や湿布などは対象外となります。ただしB型肝炎患者の介護を行う親族が受ける予防接種は対象とすることが認められています。

Q3 人間ドック、健康診断、特定健康診査(メタボ健診)は医療費控除の対象となりますか？

A 人間ドック、健康診断の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その健康診断等の費用も医療費控除の対象となります。また、特定健康診査の結果、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると診断され、かつ、引き続き特定健康指導が行われた場合には、その特定健康診査の費用は医療費控除の対象になります。

Q4 自家用車で通院していますが、ガソリン代は医療費控除の対象となりますか？

A 他人が業として行うサービスに対する支払いが医療費控除の対象となります。この場合、ガソリン代はサービスに該当しないので対象になりません。サービスとは具体的には、タクシー、バス、電車などです。ただし、公共交通機関が利用できない場合を除き、タクシー代は控除の対象には含まれません。

Q5 子供が小さいため母親の私が付き添いで通院しています。私の交通費も医療費控除の対象となりますか？

A 母親の交通費も対象となります。子供の付き添いに限らず、通院される人の判断能力、病状等から総合的に判断し、付き添いが必要である特別な事情があれば付添人の交通費も対象となります。

Q6 この度、胃の病気で入院しましたが、保険会社から支払った医療費を超えた給付金の支払いを受けました。また同年に別の病気で入院しました。この場合、超過額を他の病気の医療費から差し引かなくてはならないでしょうか？

A 保険金等を受け取った場合、対象の医療費から差し引くことになっていますが、その計算はそれぞれ対象となった病状ごとに行います。したがって超過額があったとしても他の病気の医療費から差し引く必要はありません。

Q7 12月に入院をしましたが、「高額医療費」の支給が3月になる予定です。申告期限までに金額がわからないときはどのようにすればよろしいでしょうか？

A 金額が不明な場合は見積額で計算を行います。見積額と支給額に相違があった場合、後日申告を訂正します。また、見積額は市役所等に尋ね計算することとなります。

Q8 私は両親とは同居しておりませんが、毎月、生活費を仕送りしています。この度、父が入院し、私が費用を負担しました。領収書の名前は父宛てとなっていますが確定申告で私の医療費控除とすることができますか？

A 今回のケースでは「生計を一にしている」と判断されますので、負担した人の確定申告で医療費控除を受けることができます。「生計を一にしている」とは同居、別居問わず生活費などを負担している状態をいいます。

Q9 本年12月に入院をしましたが、その病院ではカードで支払いをすることも認められています。窓口での精算が12月、銀行からの引き落としが翌年2月となっている場合はどちらの年で医療費控除とすべきでしょうか？

A カードでの支払いは引き落とし日ではなく、窓口での精算日で判断します。したがってこの場合は、本年に支払った医療費として医療費控除を受けることとなります。

Q10 この度、医療費の領収書を紛失し、再発行を依頼しましたが、確定申告期限に間に合いそうにありません。この場合医療費控除は受けられないのでしょうか？

A 「医療費のお知らせ」がある場合は一定の項目を記載することで医療費控除を受けることができます。それもない場合は診察券や家計簿などを税務署で確認してもらうことで、医療費控除を受けられる可能性があります。

